

公益財団法人橘秋子記念財団
令和 7 年度 事業 報告 書

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 3 1 日

1 公益目的事業の実施状況

(1) バレエ芸術の優秀な成果に対する表彰

ア 橘秋子賞及び牧阿佐美賞

令和 6 年度に選考委員会を経て決定した授賞者 2 名（第 4 2 回橘秋子賞：金森穰氏、第 2 回牧阿佐美賞：福岡雄大氏）の授賞式を令和 7 年 5 月 1 3 日（火）に九段会館テラスコンファレンス&バンケットで行い賞状及び賞金を授与した。

イ 埼玉県舞踊協会主催による第 5 7 回埼玉全国舞踊コンクール 2 0 2 5 の 7 部門（モダン 1 部、モダンジュニア部、モダン 2 部、創作舞踊部門、クラシック 1 部、クラシックジュニア部及びクラシック 2 部）のそれぞれ第 1 位受賞者に対し、（公財）橘秋子記念財団賞として盾（ブロンズ）を授与した。

(2) 優れたダンサー等に対する奨学金の授与

令和 6 年度牧阿佐美バレエ塾の塾生オーディションにおいて選考した 2 名に対し引き続き盛田正明スカラシップを授与し、授業料を免除するとともに奨学金を支給した。

(3) バレエ公演の開催

ア 第 1 1 回牧阿佐美バレエ塾発表会を令和 7 年 4 月 1 日（火）文京シビックホール大ホールにおいて実施した。参加人数は 1 9 名（うち塾生 3 名、スカラシップ生 2 名、小・中学生コース 1 0 名、賛助出演 4 名）で、入場者数は 3 4 1 名（うち招待 5 2 名）であった。

イ 第 1 2 回牧阿佐美バレエ塾発表会を令和 8 年 3 月 2 0 日（金・祝）文京シビックホール大ホールにおいて実施した。参加人数は 1 4 名（うち塾生 2 名、スカラシップ生 2 名、小・中学生コース 6 名、賛助出演 4 名）で、入場者数は 2 9 0 名（うち招待 6 6 名）であった。

ウ 第 5 0 回ジュニアバレエ公演を令和 7 年 8 月 1 3 日（水）に実施し、参加人数は 7 7 名（うち生徒 7 5 名、ゲスト 2 名）で、入場者数は 7 4 9 名（うち招待 5 0 名）であった。

(4) 国内外のバレエ教師・振付家等の招聘

本年度は、バレエ教師等の招聘によるワークショップは実施しなかった。

(5) 児童のためのバレエ芸術の指導（日本ジュニアバレエ）

- ア 東京会場では113名に対し月3回、新潟会場では13名に対し年19回、バレエの指導を行なった。また、新入生オーディションを令和7年9月23日（水・祝）に実施し、30名の応募があり、28名が合格した。
- イ 外部出演として、（公財）新国立劇場運営財団が制作する「不思議の国のアリス」（令和7年6月12日から24日の間の13公演、4名）同「シンデレラ」（令和7年10月4日から26日の間の14公演、11名）、同「くるみ割り人形」（令和7年12月19日から令和8年1月4日の間の18公演、12名）、同「マノン」（令和8年3月19日から22日までの間の6公演、2名）の4公演に出演した。

(6) 青少年に対するバレエ芸術の後継者の育成（牧阿佐美バレエ塾）

- ア 牧阿佐美バレエ塾の塾生（年齢15歳～22歳）4名に対してバレエレッスン及び教養講座4科目を8月の夏休みを除いた11か月間実施した。
- イ 小・中学生コース（小学4年生～高校1年生）は15名に対して水曜日、木曜日及び土曜日において各月3回のバレエレッスンを行った。
- ウ 夏休み特別クラスは、令和7年7月28日（月）及び29日（火）の2日間実施し、小学4年生から6年生のクラスが12名、中学生クラスが4名、高校生以上のクラスが9名、大人クラスが4名の受講があった。
- エ 冬休み特別クラスは、令和7年12月29日（金）から30日、令和8年1月2日から4日（日）までの5日間実施し、10歳から13歳のクラスが15名、14歳以上のクラスが21名、大人クラスが10名の受講があった。

(7) バレエの普及振興のための事業

バレエ芸術に関する資料として主要なバレエ雑誌である『Clara（クララ）』、『Croisé（クロワゼ）』及び『DANCE MAGAZINE（ダンスマガジン）』等を収集し、最新号は閲覧に供した。また会報誌「エスカイア」について、本年度は発行しなかった。

2 法人の運営体制の充実を図るための取り組みについて

本年度から内部規程等の整備状況について点検を進め、未整備であった個人情報等管理規程を制定するとともに、個人情報等の取り扱いについて法人内部に周知し、併せてホームページのSSL化を行い個人情報を含むデータの保護に万全を期した。

令和7年度事業報告の附属明細書

令和7年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、これを作成しない。